

札幌市病院局告示第 30 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市病院局契約規程（平成 18 年病院局規程第 32 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 2 月 10 日

札幌市病院事業管理者
病院局長 西川 秀司

記

1 契約担当部局

〒060-8604 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目
札幌市病院局経営管理室経営管理部経営企画課用度係
電話 011-726-2211（内線 2163）メールアドレス ho.keiyaku-youdo@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 役務番号第 22009 号 市立札幌病院廃棄物院内回収・処理業務
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 市立札幌病院
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」中分類「建物清掃業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市病院局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。
- (6) 道内・道外企業については、札幌市内に支社・支店登録があること。
- (7) 医療法第 15 条の 3 に規定する基準に適合する受託体制を有していること（医療関連サービスマーク認定事業者）。
- (8) 過去 3 カ年の間に 200 床以上の病院で同種業務の履行の実績（1 年以上）を有すること（清掃

業務と一括契約の場合も可とする)。

4 入札説明書を交付する期間及び場所

- (1) 期間 この告示の日から入札日の前日までの、土曜日、日曜日及び札幌市の休日を定める条例に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分まで
- (2) 場所 上記1に同じ

5 入札及び開札の日時等並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の提出方法
入札箱への投函、事前の持参又は送付による。電報、FAX、電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。
- (2) 日時 令和4年2月28日（月）10時50分
- (3) 場所 札幌市中央区北11条西13丁目 市立札幌病院2階第2会議室
- (4) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額（単価契約の場合は仕様書等に示した予定数量に、契約単価を乗じて得た金額の合計）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付または提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市病院局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市病院局契約規程第26条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (3) 最低制限価格の設定及び低入札価格調査の適用 無
- (4) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市病院局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
札幌市病院局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、当該落札者の決定は、開札後に最低価格入札者の入札参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たしていることが確認できたときに行うため、入札執行者から指示のあった者は、指示のあった日の翌日から起算して3日以内（土曜、日曜、祝日を除く。）に、入札説明書に示す書類を提出しなければならない。
- (7) 詳細は入札説明書による。